

91, 8 3.74

NO-15年の9月19日に當時の安倍晋三政権が安保法制＝戦争法の成立を強行してから、あわただしく年です。司法調査は、歷代政府が憲法違反としてきた集団的自衛権の行使を可能にするなど、戦後の安保政策を百八十度転換させました。海外で米国が戦争を始めた際、自衛隊が米軍を支援するため戦闘に参加できるようにするのが大きな狙いの一つでした。岸田文雄政権が昨年12月に決定した安保3法案で相手國領内を直接たたける敵基地攻撃能力の保有を打ち出したところにより、同法の危険性がいよいよ現実のものになってします。

主張

安保法制強行8年

次のように述べています。「平和安全法制（＝安保法制）の制定等により、安全保障上の事態に切れ目なく対応できる枠組みを整えた。その上で、「同戦略に基づく指針と施策は、その枠組みに基づき、…戦後のわが国の安全保障政策を実践面から大きく転換す

3 文書とともに廃止が必要だ

次のように述べてあります。「平和安全法規（＝安保法）の制定等により、安全保障上の事態に切れ目なく対応できる枠組みを整えた。その上で「（同）戦略に基づき、指針と施策は、その枠組みに基づき、一戦後のわが国の安全保障政策を実践面から大きく転換す

るものである」と強調してあります。

安保法規は、日本と直接な関係にある他国への武力攻撃が発生した（以下）よほの日本存立が脅かされる危険があつた場合（存立危機事態）に、他國に対する第三国からの武力攻撃を排除するため、自衛隊は武力の行使＝集団的自衛権の適用相（相）をもとに、

日本が下部院にて定めています。政府は「日本と直接な関係にある他の国」の例に米国を挙げてあります。米国が第三國と始めた戦争で攻撃を受け、政府が「存立危機事態」と認定すれば、発動対象とする。政府は安保法規の国会審議で、同法規は開拓し、集団的自衛権の行使する例としては、「トルコ無視海しか念頭にはない」と述べてあります（同）。

これが、岸田政権は戦後初めて敵基地攻撃能力の保有に乗り出しました。岸田首相は「反撃能力」は、「わが国に接する武力攻撃が発生した場合に、他國に対する武力攻撃能力」は、「わが国に接する武力攻撃が発生した場合に、

3 文書とともに廃止が必要だ

日本に戦火を呼び込む
政府は「集団的自衛権」行使し
た後、…他国からわが国に対する
武力攻撃が発生し、わが国に被害
を及ぼす場合もあり得る】(2月
6日「衆院予算委員会、浜田理一
防衛相=当時)と述べ、相手國か
ら報復攻撃を受ける可能性を事実
上認めていた。その際、「大規
模な被害が出た場合は完全に
否定できるものではない」とも答
弁しています(同)。米国が海外
で始めた戦争で、自衛隊が安保法制
に基づき米軍とともに敵基地攻撃
を行えど、日本に戦火を呼び込む
こととなるのは明白です。
安保法制とともに敵基地攻撃能
力保有を明記した安保の文書を廃
止する」とは切実な課題です。